

愛媛県における令和7年国勢調査広報業務
企画提案募集仕様書

本仕様書は、愛媛県における令和7年国勢調査広報業務の企画提案を募集するに当たり、委託業務の仕様について主要事項を示すものである。

契約用の仕様書については、契約候補者の選定後、別途協議のうえ作成する。

1 業務名

愛媛県における令和7年国勢調査広報業務

2 業務の目的

令和7年10月1日を調査期日として、令和7年国勢調査が実施される。

国勢調査は、日本に居住する全ての人と世帯を対象とする国の最も重要な統計調査であり、調査結果の正確性を保つため、円滑かつ確実に調査を実施することが重要である。

この調査では、調査員が各世帯を訪問して調査書類を配布し、世帯はインターネット、郵送等で調査に回答する。近年は、オートロックマンションや昼間不在世帯の増加等により面会困難な事例が増えており、居住実態がありながらも世帯から回答が得られず、近隣住民からの聞き取り調査となる割合が増加している。また、世帯の負担軽減や調査の効率化が期待できるインターネット回答を推進しているが、利用率は伸び悩んでいる。

この状況を踏まえ、国においては、調査の重要性等の理解促進・回答促進、インターネット回答の促進を重点テーマとした広報総合企画を実施（株式会社博報堂に委託）する。

本業務は、国が実施する広報に加えて、愛媛県内において効果的な広報を行い、国勢調査の実施の周知とインターネット回答についての周知を図り、各人の自発的な回答につなげることを目的とする。

なお、本業務の目的については、別紙1「令和7年国勢調査の概要」、別紙2「調査の方法」及び別紙3「国の広報総合企画について」をあわせて参照すること。

3 業務の実施時期

契約締結の日から令和7年10月31日まで。

なお、広告の掲示等の時期については、調査のスケジュールを踏まえ、調査票の配布を開始する9月20日から回答期限である10月8日までの期間を中心に、媒体の特性に応じて効果的な時期とする。

《令和7年国勢調査のスケジュール》

調査書類配布期間	9月20日（土）～9月30日（火）
インターネット回答期間	9月20日（土）～10月8日（水）
郵送等回答期間	10月1日（水）～10月8日（水）
調査員回収期間（未回答の世帯への督促）	10月17日（金）～10月27日（月）

（注1）郵送等回答期間においては、郵送又は調査員への手渡しで回答することができる。
（注2）いずれの回答方法についても、10月27日（月）まで回答を受け付ける。

4 業務の内容

次のテーマに沿った総合的な広報の企画、制作、掲示等を行う。

(1) 調査の重要性等の理解促進・回答促進（調査実施の周知）

調査に無関心な層やプライバシー意識が高い層などに向けて、全ての人々が調査の対象であること、重要な調査であること、回答は義務であることなどを訴え、回答を促す。

(2) インターネット回答の促進

世帯に対して、インターネット回答が「かんたん・便利・安心」であること、特にスマートフォンならば数秒でログインできることを重点的に伝え、インターネット回答をしてみようという気持ちを後押しする。

5 広報の対象

県内に居住する全ての人（外国人を含む。）を対象とする。そのうえで、広報のテーマを踏まえ、広報の効果が高いと見込まれる、次に掲げる人や世帯への訴求に重点を置く。

なお、企画提案に当たっては、国勢調査の趣旨を踏まえ、特に調査に無関心な層が回答の時期を逸することのないよう、総合的な広報となるよう留意すること。

(1) 聞き取り調査の割合が高くなると見込まれる人や世帯

ア 若年層（主に20歳代、30歳代の人で、大学生を含む。）

【参考1：世代別の状況について】

令和6年6月に実施された令和7年国勢調査第3次試験調査（以下「試験調査」という。）の結果によると、聞き取り調査の割合は20歳代で高く、年代が上がるに連れて低くなる。（世帯主の年代別に、20歳代39.8%、30歳代28.5%、40歳代22.7%、50歳代16.7%等）

【参考2：試験調査について】

試験調査の結果は全国のものだが、調査対象世帯の類型による傾向は愛媛県も同様である。ただし、試験調査は本番の調査に比べ、聞き取り調査の割合が高くなる傾向がある。

イ 単身世帯（昼間不在の可能性が高い世帯）

【参考3：単身世帯の状況について】

試験調査の結果によると、聞き取り調査の割合は単身世帯で高く、ワンルームマンションの多い地域も高くなっている。なお、単身世帯の割合は全世帯の4割を占める。

【参考4：不在世帯への調査書類の配布方法について】

調査員の訪問時に不在の場合、調査書類を郵便受けなどに入れて配布することがある。

ウ 共働き世帯（単身世帯と同様に、昼間不在の可能性が高い世帯）

(2) スマートフォン等を所持している人や世帯（インターネット回答が可能な世帯）

【参考5：インターネット回答の方法について】

世帯専用の二次元コードが用意されており、カメラ付きのスマートフォン等で読み取ることで、ID等を入力することなく回答用のサイトにログインすることができる。

【参考6：インターネット回答の状況について】

インターネット回答率は、令和2年国勢調査は37.9%（愛媛県32.8%）、令和7年国勢調査の目標値は50%である。試験調査の結果によると、インターネット回答率は39.2%にとどまるが、回答のあった世帯だけをみれば半数以上、うち世帯主の年代が40歳代までの世帯では7割以上がインターネット回答を選択している。

6 広告等の種類（業務の実施方法）

次の各項目に掲げる媒体等で、当該各項目に記載する要件を満たす広報を行う。

企画提案に当たっては、要件を満たすだけでなく、より効果的な広報の実施方法について提案すること。また、本業務では別表1の資材（国の広報総合企画で作製されたポスター等）を提供予定であるほか、別紙4「広告等に使用可能な素材について」に国の広報総合企画で作製された素材等について記載しているので活用すること。

なお、記載の媒体等について、掲示先、期間等を拡大して提案することは差し支えない。

(1) 懸垂幕・横断幕（デザイン、制作、設置及び撤去を含む。）

ア 次の各施設に掲示する懸垂幕・横断幕のデザイン、制作、設置及び撤去を行う。施設所在地、掲示可能な懸垂幕・横断幕のサイズについては、別表2に記載のとおり。

(ア) 県庁舎6か所（県庁本館、地方局3か所、支局2か所）

(イ) 株式会社愛媛銀行 本店

(ウ) 株式会社伊予鉄高島屋 いよてつ高島屋（松山市駅）

(エ) 株式会社愛媛新聞社 本社

イ 掲示期間並びに設置及び撤去の時期は、次のとおりとする。

(ア) 県庁舎6か所の掲示期間は、9月11日から10月8日までとし、9月10日に設置し、10月9日に撤去する。

(イ) その他の施設の掲示期間は、原則として9月20日から10月8日までの期間を含む期間とし、9月10日以降に設置し、10月9日までに撤去する。

(2) 新聞広告

ア 愛媛新聞に、愛媛県が提供する広告用版下（国の広報総合企画で作製された広告用版下のうちいずれかのデザインを使用する。）を用いて、全5段カラー広告を掲載する。この掲載日については、原則として9月20日（全国紙に広告が掲載される予定の日）とする。

イ 広告を複数回掲載する場合は、10月8日までの効果的な時期とする。この場合、デザインについては、上記アと異なるものとする。

(3) ポスター広告等（デジタルサイネージを含む。）

ア 交通広告

(ア) 次の各公共交通機関に、別表1の資材等（デジタルデータを含む。）を用いて広告を掲示する。この広告については、車両（車内、車体）、駅・停留所等の掲示場所や数量は問わず、バスマスク等、ポスター以外の方法であっても差し支えない。

a 伊予鉄市内電車・郊外電車・バス（伊予鉄総合企画株式会社）

b 瀬戸内バス（瀬戸内運輸株式会社）

c 宇和島バス（宇和島自動車株式会社）

d J R四国（四国旅客鉄道株式会社）

(イ) 掲示期間は、原則として9月20日から10月1日までの期間を含む期間とする。

イ 交通広告以外

(ア) 公共交通機関以外の施設、店舗等に、別表1の資材等（デジタルデータを含む。）を用いて広告を掲示する。この広告については、チラシ、ポップ等、ポスター以外の広告で

あっても差し支えないが、県内各地域の居住者を対象としたものとする。

(イ) 掲示期間は、アの交通広告と同様とする。

(4) インターネット広告

ア 効果的な媒体を選定し、テキスト、画像、動画等の広告を配信する。

なお、この広告は県内居住者を対象としたものであることに留意すること。

イ 配信の時期は、調査のスケジュールを踏まえ効果的な時期とする。

ウ 広告の配信に当たり、ランディングページを作成する。

なお、当該ページのドメインについては、県が指定するドメインを使用することとし、外部 Web サーバを設置する場合は、運用・保守をあわせて行うこと。

エ この広告は、愛媛県デジタルマーケティングガイドラインに基づき、別紙6「デジタルプロモーション実施時における留意事項」に留意のうえ、次の条件で実施するものとする。

(ア) 広告の配信に必要な設定等については、随時、愛媛県と協議のうえ実施すること。

(イ) 広告の配信後、配信結果をまとめたレポートを提出すること。

(5) テレビスポットCM

ア ローカルテレビ局を1つ以上選定し、スポットCMを放映する。

なお、国においても各地方のテレビ局（詳細は未定）に出稿を予定しているため、出稿先や内容については調整の可能性がある。

イ 放映の時期は、調査のスケジュールを踏まえ効果的な時期とする。

(6) その他

上記(1)から(5)までに掲げる媒体等のほか、より効果的な広報について提案すること。過去の国勢調査広報業務での実施事例としては、ストリートビジョン、啓発イベント（店頭キャンペーン、パネル展示、座談会、大学生によるPR活動等）、ラジオCM等がある。

なお、イベント等の提案に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。

ア 参加者の個人情報を取り扱うイベント等を実施する場合については、別紙7「個人情報取扱特記事項」が要件となること。

イ 啓発を目的としたノベルティの作成や配布は可能であるが、国勢調査は全ての人に回答の義務があることを踏まえ、懸賞の実施、賞品・賞金の配布等は行わないこと。

7 企画に当たっての留意事項

(1) 広告等のデザインについては、別紙4の素材を活用するほか、適当な素材がない場合やより効果的なデザインがある場合は、デザインについても提案すること。

(2) 別紙4の素材（別途参加申込者に提供する資料、デジタルデータ等を含む。）の使用については、企画提案及び業務の実施目的に限るものとし、使用に当たっては、所定の手続が必要となる場合があるので留意すること。

(3) 別表1の資料を使用する場合で、数量が不足する場合においては、受託者において増刷を行うこと。

(4) 別紙3「国の広報総合企画について」を参考に、相乗効果が見込まれる広報を検討すること。

なお、県内市町において独自に広報事業を行う場合があり、場所、内容等の調整を行う場

合があるので留意すること。

- (5) 業務の要件として記載している事業者（J R 四国を除く。）に対しては、愛媛県から事前に本企画提案募集への協力を依頼している。
- (6) 業務の実施に当たっては、企画、制作、掲示等の各段階において、デザイン、語句等の内容について愛媛県と協議するとともに、広告等の制作時には、1 回以上の校正を行うこと。
- (7) 業務の実施に必要な発注、申請等の手続は、受託者において行うこと。ただし、愛媛県が手続を行うことが適当である場合は、愛媛県が行う。
- (8) 業務の実施に係る費用（デザイン、製作、掲示、配信、運用及び設置等に係る全ての費用）は、受託者が負担することとし、企画提案に当たっては、費用を適切に見積もること。
- (9) 業務の一部を再委託する場合は、事前に愛媛県の承諾を得る必要があるので留意すること。

8 知的財産権等の取扱い

本業務によって新たに制作される成果物に関する知的財産権等の取扱いについては、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本業務により受託者が愛媛県に引き渡すべき成果物は、愛媛県の所有とする。
- (2) 本業務により新たに制作される成果物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに定める全ての権利を含む。）は愛媛県に帰属するものとし、受託者が複製、複製、抜粋その他の形式により他の用に供する場合は、愛媛県の承諾を受けなければならない。ただし、別紙 4 の各素材の著作権については、各著作権者に帰属する。
- (3) 愛媛県は成果物を公表することができる。この愛媛県の公表権について、受託者はいかなる権利も主張できない。
- (4) 本業務の実施のために使用された愛媛県が所有する資料等の著作権は愛媛県に帰属する。ただし、受託者が従前より保有する特許権、著作権等の知的財産権を適用したものにおいては、愛媛県はその使用及び複製の権利のみを有するものとし、それらの知的財産権は受託者に帰属する。
- (5) 成果物及び委託業務の実施のために使用された愛媛県が所有する資料等に、受託者が従前より保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報等を含む。）が含まれていた場合は、受託者に留保されるが、愛媛県は成果物を利用するために必要な範囲において、これを無償かつ非独占的に利用できるものとする。
- (6) 受託者は、愛媛県が認めた場合を除き、成果物に係る著作者人格権を行使できないものとする。
- (7) 成果物については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- (8) 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

9 その他

この仕様書に定めのない事項については、愛媛県と契約候補者が協議の上、定めるものとする。

別表1 提供予定資材

種類	規格	数量	備考
実施周知用ポスター(A2縦)	A2判(縦) 片面4色刷	500	
実施周知用ポスター(B1縦)	B1判(縦) 片面4色刷	60	交通広告用に二次元コードがないもの。デザインデータについては、二次元コードあり・なしの各2種類を提供。
実施周知用ポスター(B3横)	B3判(横) 片面4色刷	450	
実施周知用リーフレット	A4判(縦) 両面4色刷	100	印刷物は見本として提供。広告等に使用する場合は増刷を行うこと。
在日外国人用ポスター	A2判(縦) 片面4色刷	10	”
実施周知文例集	Word	一式	
テレビスポットCM動画	MP4等	一式	15秒、30秒等、複数種類を提供予定。多言語あり。
ラジオスポットCM音声	MP3	一式	
新聞・雑誌広告用版下素材	PDF、JPEG、EPS等	一式	
インターネット広告用素材	PDF、JPEG、EPS等	一式	
別紙4「広告等に使用可能な素材について」1の令和7年国勢調査提供素材	PDF、JPEG、EPS、MP4等	一式	

(注1) デザイン等については、いずれも国の広報総合企画による。(別紙4に記載しているものを除いて未定)

(注2) 各資材については、令和7年6月下旬以降に引き渡し予定

(注3) ポスター等の印刷物については、いずれも電子データをあわせて提供予定

別表2 掲示可能な懸垂幕・横断幕のサイズ

施設		所在地	種類	サイズ (単位：ミリメートル)
県庁舎	本庁本館(正面東側)	松山市	懸垂幕	W1,000×H7,000
	東予地方局	西条市	懸垂幕	W1,000×H10,000
	東予地方局 今治支局	今治市	懸垂幕	W1,000×H10,000
	中予地方局	松山市	横断幕	W6,000×H900
	南予地方局	宇和島市	横断幕	W8,000×H850
	南予地方局 八幡浜支局	八幡浜市	懸垂幕	W1,000×H10,000
株式会社愛媛銀行 本店		松山市	懸垂幕	W1,900×H17,200
株式会社伊予鉄高島屋 いよてつ高島屋(松山市駅)		松山市	懸垂幕	W1,500×H18,400
株式会社愛媛新聞社 本社		松山市	懸垂幕	W1,500×H15,000